

<19年度>〔第2問〕趣旨

本問は、主として、他人の著作物に基づいて作成された作品の利用が著作権の侵害となる場合に関する理解を問うものであり、とりわけ、作品がどのような場合に他人の著作物を原著物とする二次的著作物となるか、また、作品の利用が著作権を侵害するとすれば、いかなる支分権を侵害するかについて、問題文から読み取れる事実関係に即して具体的に論述することが求められる。

設問1では、脚本Bが、小説Aを原著物とする二次的著作物であり、乙と丙を著作者とする共同著作物であること、それゆえに、その利用について甲の承諾（著作権法第28条）及び丙の承諾（著作権法第65条第2項）を得ることが必要となることを論じた上で、①脚本Bに基づいて演劇Eを演じさせること、②その録音録画、③録音録画したDVDの販売につき、いかなる支分権が働くかを論述しなければならない。①については上演権（著作権法第22条）、②については複製権（著作権法第21条、第22条第1項第15号イ）、③については譲渡権（著作権法第26条の2第1項）等が問題となる。

設問2では、まず、小説Cが小説Aを原著物とする二次的著作物となるかを検討する必要がある。次に、小説Cが二次的著作物となる場合に、その朗読に口述権（著作権法第24条、第28条）が働くこと、その朗読が私的使用目的で作成された二次的著作物の複製物（著作権法第30条第1項、第43条第1号）の目的外使用としての「公衆に提示」（著作権法第49条第2項第1号）に該当し、小説Aにつき翻案を行ったものとみなされること、及び著作権法第38条第1項の適用の有無について論じた上で、口述権及び翻案権（著作権法第27条）の侵害が成立するか否か、そして、侵害が成立する場合に、甲は丁に対して具体的にどのような請求をすることができるかを論述しなければならない。

設問3では、まず、小説Dがどのような場合に小説Aを原著物とする二次的著作物となり、あるいは独立の著作物となるかを検討し、次に、小説Dが二次的著作物となる場合に、そのホームページへの掲載がいかなる支分権を侵害するかについて論じた上で、甲は戊に対して具体的にどのような請求をすることができるかを論述しなければならない。侵害される支分権としては、複製権、公衆送信権（著作権法第23条第1項）とともに、設問2と同様に、目的外使用としての公衆への提示により、翻案権が問題となる。